

令和5年第二回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 岩 永 やす代



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質 問 事 項

- 一 国立3・3・15号線等の都市計画道路について
- 二 困難な問題を抱える女性への支援について
- 三 失語症者の意思疎通支援について
- 四 子どもの誤飲事故防止について
- 五 P F A S 汚染問題について

一 国立3・3・15号線等の都市計画道路について

1 第四次事業化計画について

2023年度は東京都における都市計画道路の整備方針、第四次事業化計画の開始から8年目となりますが、人口減少、超高齢社会をむかえる中で、これまでとは違った社会インフラの整備が必要です。また、2020年から3年以上続いたコロナ禍で、ライフスタイルや社会情勢が大きく変化しました。気候危機対策としても、コンクリートではなく、緑や土の自然を活かしたグリーンインフラの整備など、市民参加で方向性を選択するまちづくりが求められている中で、都市計画道路の整備においても社会経済情勢にあわせた見直しが必要です。

また、2022年4月に改定された都市計画運用指針では、都施行の都市計画道路であっても、関係市区町村への十分な情報共有のもと相互の意思疎通を図るなど、地元自治体の意見がより一層重要となりました。第四次事業化計画においても、現在未着手の優先整備路線を含めて、市民や地元自治体の意向を聞きながら必要性も含めて検討すべきと考えます。

ア 第四次事業化計画が2016年3月に策定されました。優先整備路線の選定にあたっては、どのような検討を経て優先整備路線に選定されたのか、検討内容および検討経過について伺います。

イ 第四次事業化計画の策定にあたり、地元自治体との検討や市民の声の反映はどのように行われたのか伺います。

ウ 第四次事業化計画期間内での都施行の優先整備路線の事業実施や都が検討主体となる計画内容再検討路線および見直し候補路線の変更については、地元自治体との協議や市民意見の反映を含め、どのように判断するのか伺います。

2 第四次事業化計画の優先整備路線のうち、都市計画道路国立3・3・

15号線および国立3・4・5号線について

- ア 国立3・3・15号線の一部は、62年前に計画された都市計画道路ですが、390mが国立市の土地区画整理事業区域内にあります。また、東京女子体育大学の敷地内を通る計画となっているため、大学との協議も必要です。東京女子体育大学との協議はどのように行われていくのか伺います。
- イ 第四次事業化計画に位置づけられて以降、地元自治体との協議について伺います。地元市国立市との協議はどのように行われてきたのか、また、今後はどのように進めていくのか伺います。
- ウ 国立3・3・15号線及び国立3・4・5号線に関する東京都の2023年度予算額とその内訳を伺います。
- エ 甲州街道より南の完成している国立3・3・15号線は、青柳崖線の高木が茂り、「ママ下湧水」と呼ばれる豊かな湧水が流れ出る場所です。整備にあたっては、どのような環境調査が行われたのか伺います。
- オ 国立3・3・15号線と、国立3・4・5号線の延伸道路の2つの幹線道路が、2か所で矢川を横切る計画となっています。矢川は、国立第六小学校の校庭の横を流れ、校庭内にはビオトープの池もあります。都内で学校の敷地内に湧水が流れているのは2校のみです。この大変貴重な矢川の保全にむけて、環境影響評価が必要ですが、事業化される場合には、どのような環境影響評価を行う予定か伺います。
- カ 国立3・3・15号線と、国立3・4・5号線の延伸道路の道路予定地には、いずれも縄文土器が出土したことがある遺跡があります。事業化された場合には、遺跡に関連してどのような調査が行われるのか伺います。
- キ 国立3・3・15号線と、国立3・4・5号線に関して、第五次事業

化計画策定にむけたスケジュールや都と地元自治体である国立市との検討会議がどのように進められるのか伺います。

ク 計画段階からの情報公開と、周辺住民をはじめとする市民を対象とした意見交換、市民への分かりやすい情報公開と市民参加のしくみが重要です。事業化にあたって、情報公開と市民参加をどのように進めていくのか伺います。

ケ 南武線の連続立体交差事業と国立3・3・15号線と国立3・4・5号線2路線の事業の進め方の関係性について伺います。

3 土地区画整理事業との関連について

土地区画整理事業の廃止の手続きについて伺います。

二 困難な問題を抱える女性への支援について

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の2024年4月施行に向けて今年度中に基本計画を策定するため、東京都は準備を進めています。この新法では、人権擁護やジェンダー視点をもとに、本人の意思を尊重し、自立生活に向けた多様な支援を包括的に提供する体制整備や民間団体との協働が重要になっています。

- 1 基本計画では、当事者や支援現場の実態に基づくしくみづくりが重要です。計画策定にあたる検討委員会に民間支援団体の人をメンバーに入れる必要があると考えますが、見解を伺います。
- 2 新法に合わせて、婦人保護事業をリニューアルしていくこととなります。現状の女性相談センター（婦人相談所）、女性相談員（婦人相談員）、婦人保護施設それぞれについて、課題をどのように捉えているか伺います。
- 3 婦人保護施設と民間シェルターは、女性の自立支援に向けた事業を展

開しています。どちらも新法が示すニーズに応じて活動が期待されるにもかかわらず、婦人保護施設は現在の利用者のニーズに合わず、民間シェルターの運営は厳しさを増しています。民間団体との協働をうたうのですから、都は民間シェルターに対し運営費の補助をすべきと考えますが、見解を伺います。

4 実際に困難な問題を抱えた女性は、相談窓口や支援者をとおして自治体とつながっていくことが多いです。生活の現場である市区町村は、支援者をまじえ、ていねいに本人の意思を確認し、社会資源も活用して、基本方針が定義する自立につなげていく必要があります。そのキーとなる女性相談員の確保や人材育成に関して、東京都として新法施行により何を具体化していくのか伺います。

5 「若年被害女性等支援事業」は、事業開始から5年が経過しました。新法でも位置づけられたアウトリーチや居場所などの事業を実施し、多くの女性たちが利用してきました。特に東京は大きな繁華街を複数抱え、若年女性が性風俗産業などにかからめとられるのを防ぐために、非常に重要な事業です。新法を梃子にアウトリーチ型の支援事業をさらに進めるべきと考えますが、見解を伺います。

6 J Kビジネス条例は、施行されて6年が経過します。J Kビジネスは、女子高生などの女性を異性の客への接待業務に従事させるもので、飲食以外にも客との接触や散歩、撮影などをさせる事業者を摘発します。この間、J Kビジネスの条例違反やそれに起因した犯罪の取り締まりはどれくらい実施されたのでしょうか。条例施行からの検挙件数や内容について伺います。また、違法なJ Kビジネスに関わらないための対策について伺います。

三 失語症者の意思疎通支援について

脳卒中や事故の後遺症などで「話す、聞く、読む、書く」などが不自由になる失語症。記憶や判断力などは変わらないのに会話が困難であり、外からは分かりにくいため、孤立したり誤解されたりすることも多い言葉の障がいです。症状は個別で、回復には社会参加が必要とされますが、機能訓練の場がないことが課題となっています。

そのような失語症を理解して、失語症者の個別の症状に合わせてコミュニケーションや意思決定を支援するのが「意思疎通支援者」です。東京都は2018年から意思疎通支援者養成講習会を実施し、2021年度からは3年間のモデル事業として都内2か所で月に1回のサロンの開催と、市区町村による事業立ち上げの支援などが行われてきました。都の市区町村への聞き取りによると、2022年度には、世田谷区、豊島区、港区、多摩市、国分寺市の5自治体での事業が行われているとのこと。また、複数の自治体の実施に向けて検討を進めているとのこと。

- 1 失語症者向け意思疎通支援者養成講習会は、必修基礎と応用がありますが、研修開始以降のそれぞれの受講者数と修了者数を年度別に伺います。
- 2 これまでの意思疎通支援者の派遣実績を、年度別に伺います。
- 3 事業の実施自治体が少ないことから、養成研修を受講した支援者のマッチングがなかなか進まないという声も聞きます。今後も都内で自治体を超えて派遣できるしくみづくりや、派遣者の交流や情報交換の場づくりなどを都が支援することが重要と考えますが見解を伺います。
- 4 養成研修を受講しても派遣回数が少ない、または全くないなど、活動の場がない支援者も多く、受講を修了した支援者がスキルを継続できるようなしくみが必要です。フォローアップ講座などの実施についてはど

のように検討されているのか伺います。

- 5 失語症者は自分の意見や気持ちを伝えにくく、事業内容を知ることやサービスの利用の手続きにも支援が欠かせません。事業の周知はもちろんですが、申請手続きの支援も含めた丁寧な対応が必要です。市区町村や医療機関、当事者への周知はどのように行われているのか伺います。
- 6 失語症者は全国で50万人いると言われていています。都内の失語症者の実態把握を行う必要があると考えますが、見解を伺います。

四 子どもの誤飲事故防止について

「消費者安全調査委員会事故等原因調査報告書（2022年3月24日）」によると、強力な磁力をもつおもちゃ、マグネットセットを複数誤飲した子どもの内臓を挟んで磁石が引きあい内臓に穴が開いたり、開腹手術による摘出が必要となった事故が、2017年から2022年に11件発生し、開腹手術により摘出したマグネットセットの磁石の個数が多いもので37個もあったと聞いています。

また、水で膨らむボールについては、2021年から2022年に、誤飲した乳幼児の腸内で大きく膨らみ摘出するために開腹手術が行われた事故が5件発生しています。

これらの製品による被害が重大であるため、消費生活用製品安全法施行令が5月19日に改正されて特定製品に指定され規制対象となりました。6月19日から製造や輸入の禁止、12月19日以降は販売禁止となります。

販売禁止まではまだ半年ありますので、家にある場合は廃棄することや、子どもの手が届かない場所で管理することなど、パンフレットや啓発ポスターを作成して配布したり、誤飲防止の啓発用として使われている「チャイルドマウス」などを改めて周知徹底するなど、保護者に向けて注意喚起

を呼びかけることが大切です。

- 1 こうした国からの情報について、都は自治体にどのように周知しているのか伺います。
- 2 保育園、幼稚園、児童館や親子ひろばを始めとする子ども関連施設や乳幼児の保護者にむけて、速やかに情報提供を行い、子どもの誤飲事故防止の啓発が必要ですが、自治体と連携してどのように進めていくのか伺います。

五 P F A S 汚染問題について

地下水の P F A S 汚染問題がマスコミでも大きく取り上げられています。国では専門家会議を開いて対応を検討していますが、東京都は汚染対策を率先して進めていただきたいと思います。まずは汚染状況を把握することが急務です。

- 1 5月23日、環境省、厚生労働省、農林水産省に対して都知事名で4項目の緊急要望を提出しました。これに対する国からの回答や反応について伺います。
- 2 汚染状況や身体への影響を心配する市民が相談できるように、5月1日に電話相談窓口を開始しました。これまでの相談件数および内容について伺います。
- 3 環境局が汚染源特定に向けてやっていることはどのようなものか伺います。
- 4 環境局が実施している地下水継続監視調査で、経年変化の状況をどのように捉えているか伺います。
- 5 都内全域の地下水濃度測定 of 2021年度調査データを見ると、測定した62か所のうち、51か所は検出されており、そのうち暫定指針値超が5か

所あります。23区でも高濃度のところがあります。この汚染分布についてどのように捉えているか伺います。

6 汚染源特定のためには、データの収集が重要です。各市が実施している地下水の測定状況およびその結果を把握しているか伺います。

7 P F A S の地下水汚染は広範囲にわたっていますが、その中でもやはり多摩地域を中心に高い地域があると思われれます。汚染源の特定が重要ですが、特定には時間がかかるので、汚染拡大を防止するため、調査を進めると同時に高濃度井戸の汚染除去を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

8 水道水源として取水している河川水の原水は、どこの浄水場も検出限界を下回っていますが、環境局が実施している河川の測定では、暫定指針値よりも低い値ですが検出されています。場所の選定や測定方法を伺います。また、これまでの結果をどのように捉えているか伺います。

9 土壌中の P F A S についても測定すべきと考えますが、見解を伺います。

10 空気中においても P F A S が塵に含まれて漂っていると指摘されています。空気の測定は実施しているか伺います。

11 P F A S は分解されにくいいため、水や物質の循環に乗って汚染はさらに広がっていくことが予測されています。P F A S 全体について、製造だけでなく使用規制すべきであり、国に対して規制を求める必要があると考えます。そして、そのためにも都は、測定などによりデータを提供することが重要です。健康影響について国に評価を示すよう求めています。多摩地域で市民団体が血中濃度を検査し市民に不安が広がっていることから、都として検査すべきと考えますが、見解を伺います。

令和 5 年 第二回 都議会 定例会

岩永やす代議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 国立3・3・15号線などの都市計画道路について

1 第四次事業化計画について

ア 第四次事業化計画が2016年3月に策定されたが、優先整備路線の選定にあたっては、どのような検討を経て優先整備路線に選定されたのか、検討内容および検討経過について伺う。

回 答

第四次事業化計画における優先整備路線の検討については、骨格幹線道路網の形成や高度な防災都市の実現など六つの選定項目を設定し、事業の継続性や実現性などを踏まえ選定しました。

第四次事業化計画の検討経過については、平成25年に区部及び多摩地域それぞれに策定検討会議を設置して検討を進め、平成27年5月の中間のまとめを経て、平成28年3月に策定しました。

質 問 事 項

一の1のイ 第四次事業化計画の策定にあたり、地元自治体との検討や市民の声の反映はどのように行われたのか伺う。

回 答

第四次事業化計画の策定にあたっては、区部及び多摩地域それぞれの策定検討会議を通じて、優先整備路線の選定等の検討を進めてきました。

住民の意見を把握するため、東京における都市計画道路の整備方針（中間のまとめ）及び整備方針（案）の公表時にパブリックコメントを実施す

るとともに、整備方針（案）の公表後にオープンハウス形式の説明会も開催するなど、幅広く都民などの意見を踏まえて策定しています。

質 問 事 項

一の1のウ 第四次事業化計画期間内での都施行の優先整備路線の事業実施や都が検討主体となる計画内容再検討路線および見直し候補路線の変更については、地元自治体との協議や市民意見の反映を含め、どのように判断するのか伺う。

回 答

都施行の優先整備路線については、周辺道路の整備状況や関連する事業の計画等を踏まえるとともに、地元自治体と連携して地元説明会等を開催するなど、地域の皆様の理解と協力を得られるよう努めながら事業を実施しています。

計画内容再検討路線及び見直し候補路線の変更については、都市計画の手続の中で地元自治体の意見を聴き、案の縦覧の際に住民等からの意見書提出の機会を設けています。

質 問 事 項

一の2 第四次事業化計画の優先整備路線のうち、都市計画道路国立3・3・15号線および国立3・4・5号線について

ア 国立3・3・15号線の一部は、62年前に計画された都市計画道路だが、390mが国立市の土地区画整理事業区域内にある。また、

東京女子体育大学敷地内を通る計画となっているため、大学との協議も必要だが、東京女子体育大学との協議はどのように行われていくのか伺う。

回 答

国立3・3・15号線のうち、国立市富士見台四丁目から国立3・4・4号線までの東京女子体育大学を含む区間は、第四次事業化計画において国立市施行の優先整備路線に選定されています。

本区間における東京女子体育大学との協議については、事業者が行っていくものと認識しています。

質 問 事 項

一の2のイ 第四次事業化計画に位置付けられて以降、地元市国立市との協議はどのように行われてきたのか、また、今後はどのように進めていくのか伺う。

回 答

都は、国立3・3・15号線及び国立3・4・5号線の事業化の範囲や時期について、国立市と適宜意見交換を行ってきました。

引き続き、国立市と意見交換を重ね、早期事業化に向けて取り組んでいきます。

質 問 事 項

一の 2 の ウ 国立 3・3・15号線および国立 3・4・5号線に関する都の
2023年度予算額とその内訳を伺う。

回 答

令和 5 年度予算では、国立 3・3・15号線及び国立 3・4・5号線につ
いて、環境調査に要する費用として 1 億 4,000 万円、道路構造等の検討費
用として 6,000 万円、交通量調査等に要する費用として 2,500 万円をそれぞ
れ計上しており、合計は 2 億 2,500 万円です。

質 問 事 項

一の 2 の エ 甲州街道より南の完成している国立 3・3・15号線は、青柳
崖線の高木が茂り、「ママ下湧水」と呼ばれる豊かな湧水が流れ出る場
所だが、整備にあたっては、どのような環境調査が行われたのか伺う。

回 答

国立 3・3・15号線と青柳崖線との交差部の整備にあたっては、湧水の
水量や水温、水質等のほか、動植物の生息状況等の調査を実施しています。

質 問 事 項

一の 2 の オ 国立 3・3・15号線および国立 3・4・5号線の延伸道路の
2つの幹線道路が、2か所で矢川を横切る計画となっている。矢川は、
国立第六小学校の校庭の横を流れ、都内で学校の敷地内に湧水が流れて
いるのは 2校のみである。この大変貴重な矢川の保全にむけて、環境影

響評価が必要だが、事業化される場合には、どのような環境影響評価を行う予定か伺う。

回 答

東京都環境影響評価条例の対象となる事業については、東京都環境影響評価技術指針により、対象事業の種類、規模、地域の概況等を勘案して、必要な調査、予測及び評価の項目、方法等を選定し、環境影響評価を行います。

なお、矢川との交差方法については、国立市特定公共物管理条例に基づき、市と協議していきます。

質 問 事 項

一の2のカ 国立3・3・15号線および国立3・4・5号線延伸道路の道路予定地には、いずれも縄文土器が出土したことがある遺跡がある。事業化された場合には、遺跡に関連してどのような調査が行われるのか伺う。

回 答

埋蔵文化財の調査については、文化財を所管する都の教育庁や市教育委員会などと調査対象や実施方法などについて調整を行いながら進めていきます。

調査の進め方については、まずは試掘調査を行い、その結果を踏まえ、必要な範囲での本格的な発掘調査を行います。

質 問 事 項

一の 2 のキ 国立 3・3・15号線および国立 3・4・5号線に関して、第五次事業化計画策定にむけたスケジュールや都と地元自治体である国立市との検討会議がどのように進められるのか伺う。

回 答

次期事業化計画の策定については、未定です。

このため、国立 3・3・15号線と国立 3・4・5号線に関する、スケジュールや国立市も含めた地元自治体との検討会議等についても未定です。

質 問 事 項

一の 2 のク 計画段階からの情報公開と、周辺住民をはじめとする市民を対象とした意見交換、市民への分かりやすい情報公開と市民参加のしくみが重要であるが、事業化に当たって情報公開と市民参加をどのように進めていくのか伺う。

回 答

国立 3・3・15号線及び国立 3・4・5号線については、都市計画素案説明会や都市計画案及び環境影響評価書案説明会、用地測量等説明会において、都市計画の内容や測量等に関する説明を行い、地域の方々の御質問や御意見を伺うとともに、説明会後も個別に対応してまいります。

質 問 事 項

一の 2 のケ 南武線の連続立体交差事業と国立 3・3・15号線および国立 3・4・5号線 2路線の事業の進め方の関係性について伺う。

回 答

国立 3・3・15号線及び国立 3・4・5号線については、J R 南武線の連続立体交差化計画と道路整備計画の内容及び事業実施時期の整合を図る必要があります。

質 問 事 項

一の 3 土地区画整理事業の廃止の手続きについて伺う。

回 答

国立市における土地区画整理事業の廃止手続については、市が行うものであり、その際、都は、都市計画法第19条第3項の規定により市から協議を受けることとなっています。

質 問 事 項

二 困難な問題を抱える女性への支援について

1 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の2024年4月施行に向けて今年度中に基本計画を策定するため、都は準備を進めているが、基本計画では、当事者や支援現場の実態に基づくしくみづくりが重要だ。計画策定にあたる検討委員会に民間支援団体の人をメンバ

一に入れるべきだが、見解を伺う。

回 答

都は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」という。）に基づく基本計画の策定に向け、区市町村や民間団体、婦人保護施設等から意見を聴きながら、女性への支援について検討していくこととしていきます。

質 問 事 項

二の２ 新法に合わせて、婦人保護事業をリニューアルしていくことになるが、現状の女性相談センター（婦人相談所）、女性相談員（婦人相談員）、婦人保護施設それぞれについて、課題をどのように捉えているか伺う。

回 答

国が示した困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針では、婦人保護施設の入所者のうち半数近くが、何らかの障害や疾病を抱えていることなどが示されています。

都は、法に基づく基本計画の策定に向け、区市町村や民間団体、婦人保護施設等から意見を聴きながら、課題も含め女性への支援について検討していくこととしていきます。

質 問 事 項

二の３ 婦人保護施設と民間シェルターは、女性の自立支援に向けた事業を展開している。どちらも新法が示すニーズに応じて活動が期待されるにもかかわらず、婦人保護施設は現在の利用者のニーズに合わず、民間シェルターの運営は厳しさを増しているが、民間団体との協働をうたうのだから、都は民間シェルターに対し運営費の補助をすべきだが、見解を伺う。

回 答

都は、東京都若年被害女性等支援事業において、居場所の提供に関する支援についても補助対象としています。

また、シェルターの安全対策など民間団体が行う配偶者等暴力被害者に対する自主的な活動に助成等を行っています。

なお、法では、婦人保護施設は新たに女性自立支援施設と規定され、従来の入所・保護に加えて、医学的・心理学的な援助、自立促進のための生活支援、退所者についての相談等を行うこととされています。

質 問 事 項

二の４ 実際に困難な問題を抱えた女性は、相談窓口や支援者をとおして自治体とつながっていくことが多く、生活の現場である市区町村は、支援者をまじえ、ていねいに本人の意思を確認し、社会資源も活用して、基本方針が定義する自立につなげていく必要がある。そのキーとなる女性相談員の確保や人材育成に関して、都として新法施行により何を具体化していくのか伺う。

回 答

都は、法に基づく基本計画の策定に向け、区市町村や民間団体、婦人保護施設等から意見を聴きながら、女性への支援について検討していくこととしていきます。

質 問 事 項

二の5 「若年被害女性等支援事業」は、新法でも位置づけられたアウトリーチや居場所などの事業を実施し、多くの女性たちが利用してきた。特に東京は大きな繁華街を複数抱え、若年女性が性風俗産業などからめとられるのを防ぐために、非常に重要な事業であり、新法を梃子にアウトリーチ型の支援事業をさらに進めるべきだが、見解を伺う。

回 答

東京都若年被害女性等支援事業については、事業開始から5年が経過し、支援に取り組む民間団体も増加しており、今後、事業の効果をより一層高めていくため、民間の創意工夫を生かし、支援が必要な若年女性の状況に応じた柔軟な対応が可能となるよう、令和5年度から補助事業として実施しています。

質 問 事 項

二の6 J Kビジネス条例は、施行されて6年が経過する。この間、J Kビジネスの条例違反やそれに起因した犯罪の取締りに関して、条例施行からの検挙件数や内容について伺う。また、違法なJ Kビジネスに関わ

らないための対策について伺う。

回 答

特定異性接客営業等の規制に関する条例の施行（平成29年7月1日）後から令和4年末までの、いわゆる「JKビジネス」に起因した犯罪の検挙件数と、そのうち特定異性接客営業等の規制に関する条例違反の検挙件数は、以下のとおりです。

	平成29年 (7月1日以降)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
「JKビジネス」に起因した 犯罪の検挙件数	14	53	12	1	4	5
うち、特定異性接客営業等の規制 に関する条例違反の検挙件数	2	1	0	0	2	0

条例以外の適用法令については、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、東京都青少年の健全な育成に関する条例等の法令を駆使して、取締りを行っています。

女子高生等がJKビジネスに関わらないための対策については、青少年やその保護者を対象とした各種学校における非行防止教室、街頭キャンペーン等、あらゆる機会を活用してJKビジネスに青少年を従事させないための教育・啓発活動を推進しているほか、警視庁ホームページにJKビジネスに従事することの危険性や相談窓口について掲載しています。

質 問 事 項

三 失語症者の意思疎通支援について

- 1 失語症者向け意思疎通支援者養成講習会は、必修基礎と応用があるが、研修開始以降のそれぞれの受講者数と修了者数を年度別に伺う。

回 答

失語症者向け意思疎通支援者養成講習会の必修基礎コースの受講者数と修了者数はそれぞれ、平成30年度が40名と39名、令和元年度が40名と36名、令和3年度がともに20名、令和4年度が30名と28名です。

応用コースの受講者数と修了者数はそれぞれ、令和元年度が18名と15名、令和3年度が15名と13名、令和4年度がともに11名です。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、研修を中止しました。

質 問 事 項

三の2 これまでの意思疎通支援者の派遣実績を、年度別に伺う。

回 答

各区市町村の意思疎通支援者の派遣実績は、平成30年度が6名、令和元年度が49名、令和2年度が104名、令和3年度が157名、令和4年度が274名です。

また、都の失語症者向け意思疎通支援モデル事業の派遣実績は、令和3年度が34名、令和4年度が171名となっています。

質 問 事 項

三の3 事業の実施自治体が少ないことから、養成研修を受講した支援者のマッチングがなかなか進まないという声も聞く。今後も都内で自治体を超えて派遣できるしくみづくりや、派遣者の交流や情報交換の場づく

りなどを都が支援することが重要だが見解を伺う。

回 答

都は、令和3年度より失語症者向け意思疎通支援モデル事業を実施しており、連絡会の場で事例紹介や意見交換を行うなど、区市町村の体制整備を支援しています。

質 問 事 項

三の4 養成研修を受講しても派遣回数が少ない、または全くないなど、活動の場がない支援者も多く、受講を修了した支援者がスキルを継続できるようなしくみが必要だが、フォローアップ講座などの実施についてはどのように検討されているのか伺う。

回 答

都は、意思疎通支援者の活動の場を増やせるよう、区市町村にモデル事業の成果や知見を提供し、派遣事業の立上げを支援しています。

質 問 事 項

三の5 失語症者は自分の意見や気持ちを伝えにくく、事業内容を知ることやサービスの利用の手続きにも支援が欠かせない。事業の周知はもちろん、申請手続きの支援も含めた丁寧な対応が必要だが、市区町村や医療機関、当事者への周知はどのように行われているのか伺う。

回 答

都は、失語症者向け意思疎通支援モデル事業に関するチラシを作成し、区市町村、社会福祉協議会、関係医療機関、意思疎通支援者、東京都言語聴覚士会会員等に配布しています。

また、令和4年度は、当事者団体の会議等において事業内容の説明を行いました。

質 問 事 項

三の6 失語症者は全国で50万人いると言われており、都内の失語症者の実態把握を行う必要があると考えるが、見解を伺う。

回 答

都は、福祉保健基礎調査において、障害者の生活実態を5年に一度調査しており、その対象は、失語症者など言語機能障害者の方も含まれています。

また、失語症者向け意思疎通支援事業の実施状況等を把握するため、区市町村に対してアンケート調査を実施しています。

質 問 事 項

四 子どもの誤飲事故防止について

- 1 「消費者安全調査委員会事故等原因調査報告書（2022年3月24日）」
といった国からの情報について、都は自治体にどのように周知しているのか伺う。

回 答

政令改正によりマグネットセットや水で膨らむボールが販売等の規制対象となることについて、都は令和5年6月、区市の担当者を対象とした事務連絡会において周知しました。

また、区市町村等を通じて広く都民に配布している「東京くらしねっと」や、ホームページ「東京くらしWEB」及びSNSにおいて、子供の誤飲事故防止に向けた普及啓発や注意喚起を行っています。

質 問 事 項

四の2 保育園、幼稚園、児童館や親子ひろばを始めとする子ども関連施設や乳幼児の保護者にむけて、速やかに情報提供を行い、子どもの誤飲事故防止の啓発が必要だが、自治体と連携してどのように進めていくのか伺う。

回 答

子供の誤飲事故防止について、都は、ホームページやSNS等を活用するほか、区市町村を通じて「東京くらしねっと」を配布するなどにより、都民への普及啓発や注意喚起を行っており、今後も引き続き適切に対応していきます。

質 問 事 項

五 P F A S 汚染問題について

1 5月23日、環境省、厚生労働省、農林水産省に対して都知事名で4項目の緊急要望を提出したが、これに対する国からの回答や反応について伺う。

回 答

都が緊急要望を行った際、国からは、P F A Sに対する総合戦略検討専門家会議で対応を検討している旨の説明がありました。

質 問 事 項

五の2 汚染状況や身体への影響を心配する市民が相談できるように、5月1日に電話相談窓口を開始した。これまでの相談件数および内容について伺う。

回 答

都が設置したP F A Sに関する電話相談窓口には、令和5年5月1日の設置から6月末日までに、健康影響などに関する相談が790件寄せられています。

質 問 事 項

五の3 環境局が汚染源特定に向けてやっていることはどのようなものか伺う。

回 答

P F O S等の有機フッ素化合物は、半導体の製造、撥水加工等で使用されてきたことから広域に検出されており、排出源の特定は困難と考えています。

質 問 事 項

五の4 環境局が実施している地下水継続監視調査で、経年変化の状況をどのように捉えているか伺う。

回 答

都は、暫定指針値を超過した地点について、引き続き、継続監視調査を行っていきます。

質 問 事 項

五の5 都内全域の地下水濃度測定 of 2021年度概況調査データを見ると、測定した62か所のうち、51か所は検出されており、そのうち暫定指針値超が5か所ある。23区でも高濃度のところがあるが、この汚染分布についてどのように捉えているか伺う。

回 答

P F O S等の有機フッ素化合物は、半導体の製造、撥水加工等で使用されてきたことから広域に検出されています。

質 問 事 項

五の6 汚染源特定のためには、データの収集が重要だが、各市が実施している地下水の測定状況およびその結果を把握しているか伺う。

回 答

都は、各市と情報交換を行う中で、測定状況等を把握しています。

質 問 事 項

五の7 P F A S の地下水汚染は広範囲にわたっているが、その中でもやはり多摩地域を中心に高い地域があると思われる。汚染源の特定が重要だが、特定には時間がかかるので、汚染拡大を防止するため、調査を進めると同時に高濃度井戸の汚染除去を進めるべきだが、見解を伺う。

回 答

暫定指針値の超過が判明した場合には、関係各局で共有を図り、飲用井戸所有者には飲用を控えるよう助言を行っています。

質 問 事 項

五の8 水道水源として取水している河川水の原水は、どこの浄水場も検出限界を下回っているが、環境局が実施している河川の測定では、暫定指針値よりも低い値だが検出されている。場所の選定や測定方法を伺う。また、これまでの結果をどのように捉えているか伺う。

回 答

P F O S 及び P F O A は要監視項目の一つとして、毎年関係機関と協議の上、測定地点を定め、国が定めた測定方法に従い、各機関が水質測定を行っています。

これまでの測定結果は、すべての地点で国の暫定指針値を下回っています。

質 問 事 項

五の9 土壌中の P F A S についても測定すべきだが、見解を伺う。

回 答

土壌中の P F O S 等については、国が測定方法等の検討を進めているところであり、都は、こうした国の動向を注視していきます。

質 問 事 項

五の10 空気中においても P F A S が塵に含まれて漂っていると指摘されているが、空気の測定は実施しているか伺う。

回 答

国は、専門家会議において、環境中の P F A S について総合的に検討しており、都は、こうした国の動向を注視していきます。

質 問 事 項

五の11 健康影響について国に評価を示すよう求めているが、多摩地域で市民団体が血中濃度を検査し市民に不安が広がっていることから、都として検査すべきだが、見解を伺う。

回 答

P F A S の健康影響等については、現時点で明らかになっていませんが、国は現在、専門家会議で P F A S に対する総合的な対応を検討しています。

都は国に対し、健康影響及び環境に関する評価について、科学的根拠に基づいた知見を早急に示すよう、緊急要望しています。